

社外役員の独立性に関する判断基準

1. 総則

本基準は、当社の社外取締役または社外監査役のうち、独立性が高いと判断し、其々、「独立社外取締役」、「独立社外監査役」として東京証券取引所が定める「独立役員」として指定する場合の判断基準を定めるもの。

2. 判断基準

当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも抵触しない場合は、その取締役、監査役は「独立性あり」と判断する。

- i) 当社の議決権株式の10%以上の主要株主またはその業務執行者
- ii) 当社の主要取引先またはその業務執行者
- iii) 当社を主要取引先とする者またはその業務執行者
- iv) 当社から多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（該当者が法人等の場合はその業務執行者）
- v) 当社の主要借入先もしくはその親会社またはそれらの業務執行者
- vi) 当社の子会社・関連会社の業務執行者
- vii) 最近1年間において上記i)～vi)のいずれにかに該当していた者
- viii) 上記に掲げる者の二親等以内の親族

- * 「当社の主要取引先」とは、当社に年間1億円以上の代金を支払った者
- * 「当社を主要取引先とする」とは、当社が年間1億円以上の支払いを行った者
- * 多額の金銭その他の財産の、「多額」とは年間5百万円以上
- * 「当社の主要借入先」とは、当社借入先のうち、直近の事業年度における借入額が上位3位以内の会社

3. 独立役員の指定

独立役員として指定する場合は、判断基準に照らした上で、取締役会の承認を得るものとする。

4. 基準の見直し等

本基準は取締役会の承認を得て制定する。改訂も同様とする。

以上